

京都市教育長訓令甲第6号

事務局

学 校

京都市立高等学校及び総合支援学校の主任等の設置に関する取扱規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市教育長 稲田新吾

第5条第1項中「場合」の右に「及び主任等の職務を命じる場合」を加え、同条第2項中「場合」の右に「及び主任等の職務を命じた場合」を加え、「命令簿」を「命免簿」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)